

平成 30 年 12 月 14 日

指定管理者の指定について（練馬区立石神井町福祉園）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立石神井町福祉園の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都新宿区西新宿七丁目8番10号 オークラヤビル内  
社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会  
理事長 佐々木桃子

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（当該期間内に、旧高野台運動場用地における生活介護事業所の開設に伴い練馬区立石神井町福祉園を廃止する場合にあっては、練馬区立石神井町福祉園を廃止する日まで）

4 選定の経過

平成30年4月5日 第1回指定管理者選定小委員会  
（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間、企画提案書作成要項の審議）

4月13日 第2回指定管理者選定小委員会  
（施設実地調査の実施）  
（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月17日 平成30年度第1回指定管理者選定委員会  
（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）

(モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価)

(現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として  
特定)

6月29日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
7月20日	申請書類受付(経営状況に関する部分)
7月25日	経営診断委託
7月31日	申請書類受付(事業計画に関する部分)
8月29日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリング実施) (申請団体の評価、採点)
11月2日	平成30年度第5回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)
12月14日	平成30年第四回定例会 (指定管理者指定議案議決)

## 5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、利用者とその家族が地域でより豊かで充実した生活を送れるよう支援を充実する提案があること、地域とのつながりを一層深め、豊富な運営実績からの細やかで安定した施設運営が今後も期待できること等の理由により、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が練馬区立石神井町福祉園を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

### (1) 安定性・継続性

自主的運営努力を行っており、事業効率性、資金力、返済能力は平均的である。

### (2) 当該施設の運営実績

障害の重い方が日中活動の場として通所する生活介護事業所として、利用者個々への分かりやすい情報提供、意思決定支援を充実させ、利用者が活動プログラムや行事

等へ主体的に参加できるよう支援している。また、アルミ缶やエコキャップ回収、ボランティア・実習生・介護体験の受入れ等、利用者と地域との交流を通して障害者や施設への理解促進に取り組んでいる。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

外部監査法人および会計コンサルタントと契約し、経営面において的確な検査を受けており、法人運営の透明性・公正性が確保されている。

労働関係法令に基づき、賃金規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、役員等の構成は適正であり、理事会・評議員会は定期的で開催されている。

人材育成を目的とした人事考課制度を用いるとともに、個々の職員が作成した研修計画に基づき管理者と職員が研修の受講状況を確認するなど、職務経験に応じたスキルアップを図っている。

利用者からの苦情受付体制を整備し、利用者の申出に対して、利用者の権利を擁護する立場で適切かつ迅速な解決に当たっている。

### (3) 施設運営体制

法人の理念に基づき、利用者一人ひとりの人権と意思を尊重するとともに心身の健康を維持し、主体性をもって地域生活を送れるよう支援する考えがある。

当該施設に関する区の計画・方針に沿い、サービス水準の維持・向上を図るため、身体を動かす活動の提供や達成感・充実感につながる活動、家族支援など、多様な施設を運営してきたノウハウを生かす提案がある。

職域・職層に分かれたきめ細かな研修体系を整備し、法人が主体的に職員を育成し、サービスの質の向上に取り組んでいる。また、法人本部に職員の悩み相談窓口を設け、職員の雇用継続の安定化を図り、組織として利用者が安心できる施設運営に努めている。

利用者の家族との個別面談やアンケートを実施し、個別支援計画の作成やまとめに生かしている。

### (4) 運営経験を生かした取組

商店街にある立地を生かし、社会資源や公共機関の利用等、日常的な活動を通して利用者が地域で生活していく上でのルールや知識を学習する機会を設け、障害者や施設への理解促進と利用者の自立に向けた支援に積極的に取り組む提案がある。

虐待防止委員会を設置して、安心・安全・快適に利用できるようチェックリストにより日々の支援を見直し、研修を通じて職員の虐待防止の意識を高めている。

職員一人ひとりが人権擁護について高い意識を持って支援に当たれるよう、場面ごとの具体的な行動規範を作成し、定期的に確認・更新している。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

危機管理マニュアル（事件・事故・犯罪被害関連、健康被害関連、自然災害・火災関連）が整備され、実際の訓練で役割分担を確認して体制を整えるとともに、随時マニュアルの見直しを行っている。また、福祉避難所の運営について、区と連携を図っている。

ヒヤリハット等の対応については、その都度原因究明と防止策を検討し、職員会議等でリスクマネジメントを行っている。

毎月避難訓練を行うとともに、毎年町会や近隣住民と防災訓練を行うなど、地域や関係機関と連携した施設管理運営に取り組んでいる。

(6) 効率的な管理運営

都内60か所以上の多様な施設を運営するスケールメリットを生かし、適材適所の職員配置や人材の有効活用の提案がある。

ノー残業デーを設け、各職員の業務分担と勤務状態を適正に把握するとともに、業務の見直しにより時間外勤務を削減させる提案がある。

(7) 施設特性に応じた提案

利用者の高齢化に伴い、家族の介護負担に対応するため、移動支援や居宅介護に加え、介護保険サービスも含めた支援が必要になっている。障害者の相談支援事業所や地域包括支援センター等の地域の社会資源と連携して利用者・家族の高齢化を支え、地域で暮らし続けるための支援体制を整える提案がある。

障害特性や年齢に応じた栄養バランスやカロリーに配慮した昼食の提供とともに、体力の維持や健康増進のための運動プログラムを強化する提案がある。

法人が運営する事業所間のバックアップ体制のほか、家族・地域との連携の強化について様々な取組を講じ、一体となって石神井町福祉園の運営の質を高めていくという提案がある。

(8) 地域への貢献

業務の再委託や物品の購入に当たり、引き続き区内事業者を優先するとともに、職

員の採用に当たり、今後も区民の雇用を推進していく考えがある。

商店街に隣接した施設のメリットを生かし、給食の食材、物品の購入や再委託について、地元商店を最優先する考えがある。

園祭等の行事や合同防災訓練等を通じて、地域の商店会や町会と交流を深め、災害時における地域との協力体制を築いている。

## 指定管理者選定の審査結果（練馬区立石神井町福祉園）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	3点
	2 当該施設の運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点	12点
提案 審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	50点	40点
	4 運営経験を生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点	32点
	5 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	16点
	6 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点	12点
	7 施設特性に応じた提案	(1) 障害のある方が、地域で暮らし続けるための取組	20点	16点
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	155点